

令和 6 年度香芝市体育施設継続利用団体登録申請書				登録 番号	※施設側で記入
団体名	ふりがな		種目		
			利用回数	3ヶ月あたり	回
登録施設名 ※①-⑨で記入	①総合体育館メインフロア ②総合体育館サブフロア ③北部地域体育館 ④健民運動場 ⑤健民テニスコート ⑥高山台グラウンド ⑦高塚グラウンド ⑧高塚テニスコート ⑨いこいの広場				
代表者	ふりがな		連絡先		
	氏名		TEL		
	住所		MAIL		
副代表者	ふりがな		連絡先		
	氏名		TEL		
	住所		MAIL		
<b>団体名簿（任意様式で添付可）</b> ※市外の方で在勤・在学者の場合、勤務先・学校名を余白に記入してください					
氏名	年齢	住所	氏名	年齢	住所
1			11		
2			12		
3			13		
4			14		
5			15		
6			16		
7			17		
8			18		
9			19		
10			20		
裏面注意事項を確認の上、上記の通り申請します。					
香芝市体育施設指定管理者 香芝市教育委員会			様	令和	年 月 日
			申請者		
※署名の場合は押印不要					

## **【令和6年4月以降分、登録いただける継続団体の条件】**

- ①概ね8割以上が市内在住・在勤者で構成される10名以上の団体  
※ただし、代表者及び副代表者は市内在住であること。
- ②1年を通し、概ね3ヶ月の利用回数が6回以上の継続利用を予定している団体。
- ③登録団体には登録証を交付します。

## **【体育施設の継続利用方法】**

①希望調書の提出（総合体育館窓口へ提出、登録証提示が必須）  
登録いただいた団体は、㉞4-6月、㉟7-9月、㊱10-12月、㊲1-3月分の4期に分けて施設利用の希望調書提出いただきます。

㉞ の期間の調書提出は12月25日～1月7日までとします。

㉟ の期間の調書提出は4月1日～4月10日までとします。

㊱ の期間の調書提出は7月1日～7月10日までとします。

㊲ の期間の調書提出は10月1日～10月10日までとします。

希望調書は3ヶ月で6回以上の利用がない場合、提出できません。

1団体につき、1期間（3ヶ月）12区分まで希望可能とします。

※ただし、登録される団体数によっては、上限を12区分から下げる可能性があります。

②利用調整会議の開催（登録証提示が必須）

希望調書のメ切後に、利用調整会議を開催します。

会議には希望調書を提出いただいた団体で、利用希望日が重複した場合は調整会議に必ず出席いただき、当該団体同士で協議・調整いただきます。重複しなかった場合は、利用希望日が確定です。会議において、確定した区分の申請書を配布します。

※いかなる理由であっても、重複した場合に会議に出席しなかった団体は、利用希望日の権利を放棄したものとみなします。

③本申請及び使用料の支払い

利用調整会議後、利用調整会議の開催された月内に確定した区分の本申請と料金の支払いをお願いします。

・月内の本申請及び支払いがない場合、利用希望日の権利を放棄したものとみなし、一般予約へ開放します。

・いかなる理由であっても、確定した区分のキャンセル料は100%とします。（施設都合、天候によるものは除く）

・令和6年度4月1日申請分より新料金制度が適用されます。そのため4-6月分の利用料につきましては現料金。7-9月分以降の利用料につきましては新料金でのお支払いになります。

## **【不正登録が判明した場合】**

架空の人物による登録、同一団体による複数登録等、不正登録が判明した場合は、登録を取り消させていただきます。より多くの方に公平に利用いただくためにこの制度を運用いたしますので、ルールの厳守をお願いいたします。

## **【その他】**

ワクチン集団接種、災害時の避難所や選挙等、社会情勢や市の緊急的な都合により、確定した予約を変更・キャンセルさせていただくことがありますので、ご了承ください。